第215期

報　告　書

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（事業報告）
第215期事業報告 …… 1

（計算書類等）
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 38
監査報告書 …… 41

SURUGA bank

証券コード：8358
スルガ銀行 株式会社

第215期事業報告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

1　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び連結子会社５社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、リース業務、保証業務等の金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

（銀行）

当社においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、証券・投資信託・保険等の窓口販売業務等を行い、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

（連結子会社）

連結子会社における主な業務は、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・リース業務・保証業務、スルガビジネスソリューション株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務・人材派遣業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社の投資業務であります。

【金融経済環境】

当連結会計年度における経済環境は、緩やかながらも拡大基調を維持しました。年度を通じて米国の追加関税措置により、輸出や生産に下押し圧力がかかる場面も見られましたが、雇用環境の改善や堅調なインバウンド需要、人手不足に対応するための省力化・デジタル化投資等が景気を下支えしました。物価動向に目を向けると、原材料費や人件費の価格転嫁が進み、消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は前年同月比2%超で推移しました。

金融面においては、海外主要中央銀行がインフレの落ち着きや労働市場の緩やかな減速を受けて段階的な利下げへと転換する一方、日本銀行は物価と賃金が安定的に上昇する見通しのもと、12月に政策金利を0.75%へと引き上げました。

このような環境のもと、国内長期金利は期初1.50%前後で始まった後、財政拡張懸念や日本銀行の追加利上げ等を背景に上昇基調となりました。2026年に入ると中東情勢悪化を受けた原油価格の高騰によるインフレ圧力も重なり、約27年ぶりの高水準となる2.30%台半ばまで上昇し、期末を迎えました。

外国為替市場は、期初1ドル149円台半ばで始まった後、日米金利差縮小の思惑から、一時1ドル140円台前半まで円高が進みました 。10月上旬からは財政拡張懸念等を背景に再び円安基調となり、一時は為替介入を警戒する動きが見られたものの、基調は変わらず、159円台半ばで期末を迎えました。

日経平均株価は、期初35,000円台で始まった後、４月上旬には米国の追加関税措置への警戒感から一時31,000円台まで下落しました 。その後は世界的なAI関連需要の拡大に伴う半導体関連株の急騰や、円安による輸出企業の業績改善期待から上昇基調を強め、2026年2月には史上最高値を更新しました。期末にかけては、一部AI需要の過熱感や中東情勢の緊迫化が懸念され、51,000円台で当連結会計年度を終えました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような金融経済情勢のなか、当連結会計年度における当社グループの事業の成果は次のとおりとなりました。

預　　金　当連結会計年度末残高は、前年度末比４８８億４百万円増加し、3兆1，９７２億２２百万円となりました。また、個人預金を含めた個人預り資産残高は、前年度末比３５億7百万円減少し、2兆6，６０３億９０百万円となりました。

貸 出 金　当連結会計年度末残高は、前年度末比2，０５９億５９百万円増加し、2兆3，９８７億９４百万円となりました。

有価証券　当連結会計年度末残高は、前年度末比９０１億２３百万円増加し、4，１９０億７９百万円となりました。

損　　益　経常収益は、貸出金利息の増加等に伴う資金運用収益の増加等により、前年度比１８８億２０百万円増加し、1，０９９億１２百万円となりました。経常費用は、預金利息の増加等に伴う資金調達費用の増加及び国債等債券売却損の増加に伴うその他業務費用の増加等により、前年度比９４億６１百万円増加し、７４３億９３百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比９３億５９百万円増加し、３５５億１８百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比１４５億５１百万円増加し、３４７億２８百万円となりました。

営業店舗につきましては、前中期経営計画「Re:Start2025」で掲げた構造改革の一環として、店舗機能の見直しに取り組み、当事業年度は静岡エリア４店舗、神奈川エリア１店舗の店舗統廃合と、首都圏・広域エリア１店舗のローンプラザへのリニューアルを実施いたしました。具体的には、「松崎支店」を「下田支店」に、「相良支店」、「榛原支店」、「岡部支店」を「藤枝支店」に、「横浜磯子支店」を「横浜支店」に、それぞれ統合し、「大阪支店」は住宅ローン関連の新規相談業務に特化したローンプラザとしてリニューアルいたしました。

当期末の店舗数はインターネット支店の１０店舗を含め９８か店となっております。店舗外ATMにつきましては、当社の店舗外ATMのほか、「セブン銀行ATM」、「イーネットATM」、及び「イオン銀行ATM」を含め、当年度末４４，１９１か所となりました。

SDGsへの取組みに向け、当社グループとして定めた４つの重要課題(マテリアリティ)のうち「サステナブルな地域経済・社会の構築」を目指す取組みとして、自転車振興による地域活性化に向けた地元連携の基盤づくりを進めており、自治体／民間企業等との「自転車振興に関するパートナーシップ協定」の締結や、シティプロモーションやサイクリングイベントの開催、国内の自転車ロードレースとして最大規模の「ツアー・オブ・ジャパン」への協賛など、様々な活動を実施してきました。引き続き、地域の観光資源を活用したサイクルツーリズムの推進や、自転車の機動性を活かしたきめ細やかな観光情報の発信を通じて、これからも地域の活性化に貢献してまいります。

【企業集団の対処すべき課題】

●前中期経営計画「Re:Start 2025 Phase 2」の振返り
当社は、2023年度からの3年間を「Re:Start 2025 Phase 2」として、「再成長軌道の本格始動」をテーマに掲げ、3つの経営戦略である「リテール・ソリューション事業の進化」「持続可能な収益構造の構築」「リスクテイクとリスク分散」を推進してまいりました。その結果、設定した全てのKPI(重要業績評価指標)を達成しました。

「Re:Start 2025 Phase 2」の詳細については、当社ホームページをご覧ください。
(https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/managementplan/)

●中期経営計画（2026年度～2028年度）の策定
2025年度までの成果を礎に、これからの３年間は以下の中期経営計画（以下、「本計画」といいます）を推進し、新たに設定したKPI（2028年度の連結ROE 11.0%以上 等）の達成に努めてまいります。

（1）長期的にありたい姿
本計画において、「長期的にありたい姿」を以下のとおり策定しました。

社員一人ひとりが 「違いの創造」に本気で取り組み、
お客さまのワクワクにつなげ、それを誇らしく社員が語り合う
そんな、最もワクワクする銀行を私たちは目指す
［キーワード：Waku Waku Only One］

（2）３つの経営戦略
本計画では、以下の３つの経営戦略を推進します。

Ⅰ．八ヶ岳モデルの深化 ～ Pivotで“違い”を磨く
自らの強みをPivot foot（軸足）とし、目線や角度を変えることで、既存の４プロフィットセンター（コミュニティバンク、首都圏・広域バンク、ダイレクトバンク、市場ファイナンス本部）における「違い」をさらに磨き上げます。

Ⅱ．アライアンス戦略による持続的成長 ～ ４PCから５PCへ
既存の４プロフィットセンターに加え、「アライアンス事業」を第５の収益成長領域と位置づけます。株式会社クレディセゾンとの協業は「第２ステージ」へと深化させ、預金調達を含む新しい金融のカタチを追求します。

Ⅲ．AIとの共創 ～ 全社員でのAX推進
AIを単なる効率化の道具ではなく、新たな「違い」を共創するパートナーとして位置づけ、全社員でAX（AIトランスフォーメーション）を推進し、業務効率の約30%向上（業務量約50万時間相当）を実現します。

（3）KPI（重要業績評価指標）
本計画の最終年度（2028年度）におけるKPIを以下のとおり設定しました。

		2025年度 実績	2028年度 計画	備　考
メインKPI	経常利益	345億円	525億円	
	ＲＯＥ（連結）	11.2% （税負担率影響考慮後 7.8%*）	11.0% 以上	・ 連結ベース（東証基準）
	自己資本比率	10.8%	実質 10%程度	・ ターゲットレンジ： 9.5% ~ 10.5% ・ 単体ベース。有価証券評価差額金が評価損である場合には、当該評価損をコア資本より控除
サブKPI （メインKPI実現に向けた重点取組指標）	コア業務粗利益	653億円	770億円	・ 投資信託解約益は除く
	コア経費率（ＯＨＲ）	50.8%	50%程度	・ 分母：コア業務粗利益（投資信託解約益は除く）
	開示債権比率	3.8%	2%台	・ 概ねフル保全している組織的交渉先を除いた比率

＊ 2025年度の税負担率見込み約2%を、標準的な31.1%で換算したＲＯＥ値
注：「連結」の記載のない項目は、スルガ銀行（単体）の計数・指標

本計画の詳細については、当社ホームページをご覧ください。
(https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/managementplan/)

株主の皆さま、お客さま、その他ステークホルダーの皆さま方には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新中期経営計画の全体像と長期的にありたい姿

あってよかった 出会えてよかった

企業理念

“あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい”

長期的にありたい姿

社員一人ひとりが「違いの創造」に本気で取り組み、お客さまのワクワクにつなげ、それを誇らしく社員が語り合う そんな、最もワクワクする銀行を私たちは目指す

Waku Waku Only One

新中期経営計画の経営戦略

経営戦略Ⅰ　八ヶ岳モデルの深化 ～ Pivotで”違い” を磨く

スルガのDNAである ”違いの創造” に ”Pivot(転軸)” の視点を加え、八ヶ岳モデルの各領域を深化させる

経営戦略Ⅱ　アライアンス戦略による持続的成長 ～ 4PCから5PCへ

4つの自律型プロフィットセンターに加え、「アライアンス事業」を新たな収益成長領域と位置づけ、成長を加速する

経営戦略Ⅲ　AIとの共創 ～ 全社員でのAX推進

AIに触れ、道具として使い、さらにAIをパートナーとして「違い」を共創する。そんなAX(AIﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ)を全社員で推進する

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	92,403	91,447	91,092	109,912
経常利益	13,266	20,641	26,159	35,518
親会社株主に帰属する当期純利益	10,576	15,375	20,177	34,728
包括利益	7,923	32,325	16,449	51,720
純資産額	271,040	295,120	295,818	323,441
総資産	3,639,910	3,560,741	3,462,268	3,543,585
信託財産	1,128	1,012	920	824
信託報酬	0	0	0	0

■ 経常収益

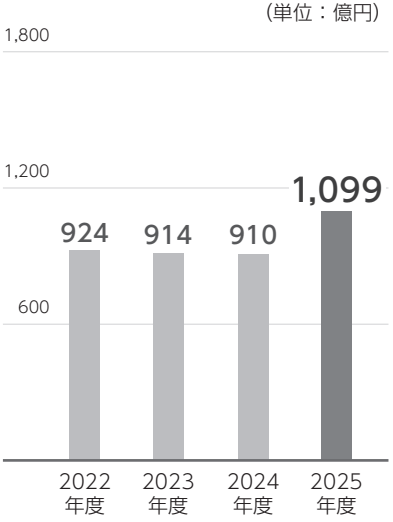

■ 経常利益

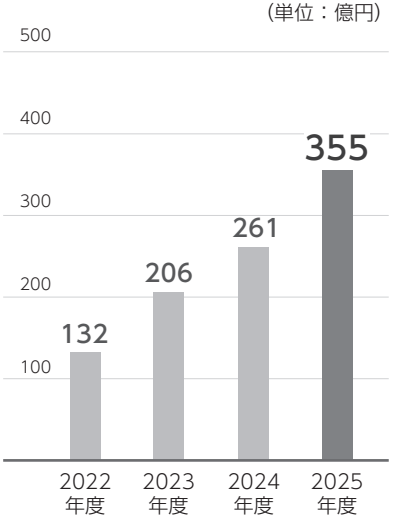

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

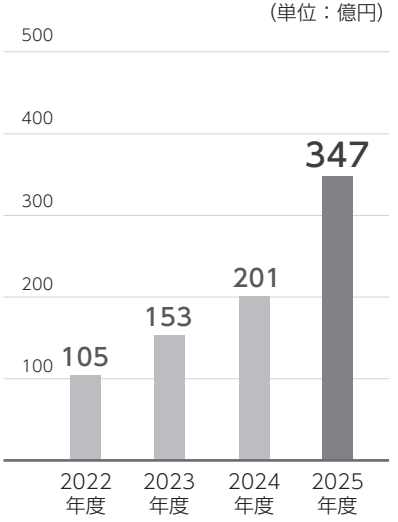

ロ　当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	3,355,740	3,250,493	3,154,078	3,203,792
定期性預金	1,671,442	1,565,872	1,461,930	1,471,089
その他	1,684,297	1,684,620	1,692,148	1,732,702
貸出金	2,080,150	2,066,732	2,183,843	2,391,572
個人向け	1,676,137	1,559,103	1,485,744	1,414,557
中小企業向け	293,984	383,275	536,980	734,809
その他	110,029	124,354	161,119	242,206
商品有価証券	85	42	44	67
有価証券	303,504	281,675	334,690	424,717
国債	29,763	21,406	61,389	132,480
その他	273,741	260,269	273,301	292,237
総資産	3,620,806	3,540,476	3,443,892	3,517,841
内国為替取扱高	12,003,372	11,465,177	11,810,118	13,543,106
外国為替取扱高	百万ドル 294	百万ドル 154	百万ドル 69	百万ドル 3
経常利益	11,267	20,156	25,649	34,528
当期純利益	9,537	15,025	19,784	34,020
1株当たり当期純利益	円銭 50.63	円銭 73.73	円銭 104.76	円銭 194.51
信託財産	1,128	1,012	920	824
信託報酬	0	0	0	0

（注）　定期性預金は、「定期預金」から確定拠出年金定期を除き、「その他の預金」のうち外貨定期預金を含みます。

預金

（単位：億円）

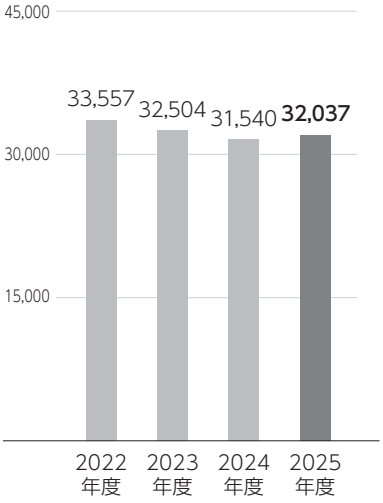

貸出金

（単位：億円）

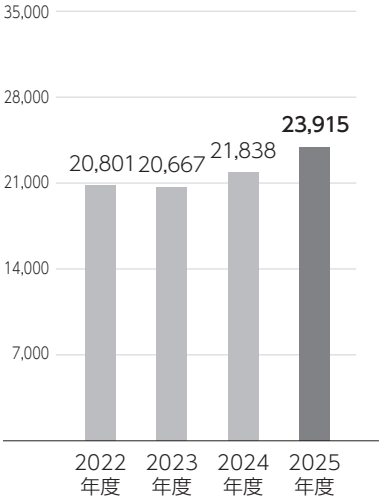

有価証券

（単位：億円）

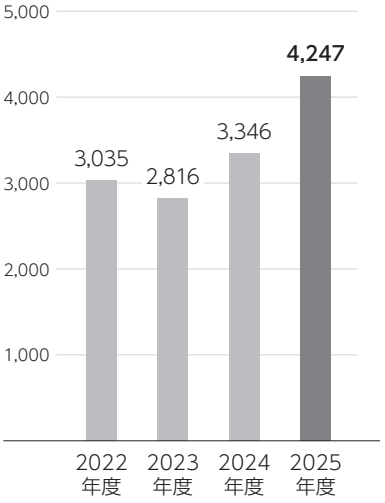

経常利益

（単位：百万円）

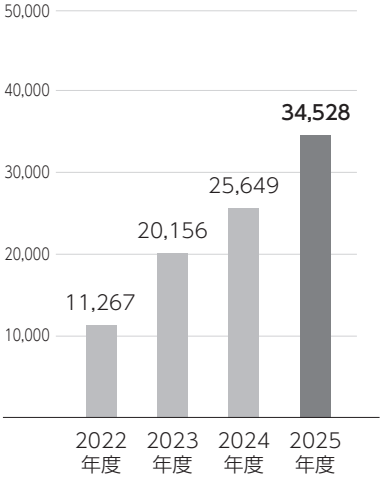

当期純利益

（単位：百万円）

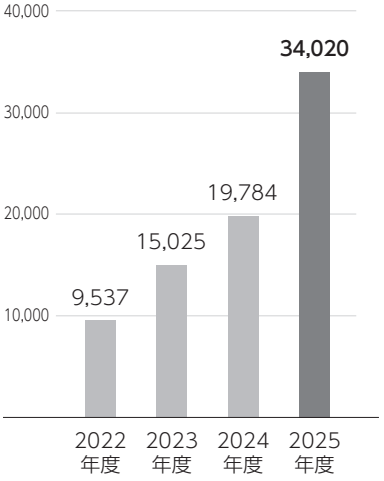

1株当たり当期純利益

（単位：円）

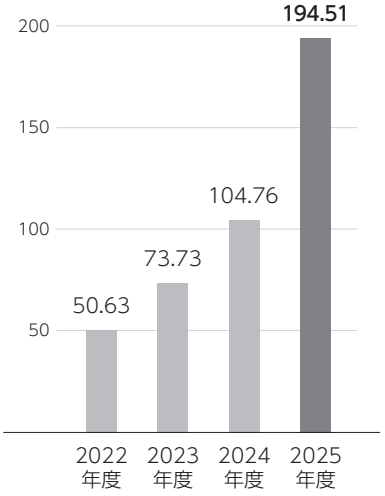

(3) 企業集団の使用人の状況

イ　企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行	その他
使用人数	1,169人	214人

(注) 使用人数には、臨時雇員、嘱託等及び外部への出向者は含まれておりません。

ロ　当社の使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,196人
平均年齢	45歳6月
平均勤続年数	21年2月
平均給与月額	493千円

(注) 1　使用人数には、臨時雇員及び嘱託等は含まれておりません。
2　平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3　平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

(イ) 営業所数

	当年度末	
静岡県	55店	(1) うち出張所
神奈川県	34	(1)
東京都	3	(-)
北海道	1	(1)
埼玉県	1	(1)
千葉県	1	(1)
愛知県	1	(-)
大阪府	1	(1)
福岡県	1	(1)
合計	98	(7)

(注) 上記のほか、店舗外ATMを44,191か所設置しております。当社の店舗外ATM76か所のほか、セブン銀行ATM26,641か所、イーネットATM11,445か所及びイオン銀行ATM6,029か所を含みます。

（ロ）当年度新設営業所
当年度の新設営業所はありません。

（ハ）銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業
ソニー銀行株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	銀行業
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	消費者向け貸金業等

（ニ）当社が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ　その他事業
スルガカード株式会社本社：東京都中央区日本橋室町一丁目７番１号ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況
イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金　額
銀　行	1,313
そ　の　他	39
合　計	1,352

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内　容	金　額
銀　行	店舗移転、改装等	1,087

ハ　重要な設備の処分、除却
重要な設備の処分、除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務 内　　容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
ダイレクトワン 株式会社	静岡県沼津市魚町１番地	貸金業務 リース業務 保証業務	2,400 百万円	79.53%
スルガビジネスソリューション株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	事務処理代行業務 システム開発業務 人材派遣業務	50 百万円	50.00%
株式会社 エイ・ピー・アイ	静岡県沼津市小諏訪30番地の１	印刷業務	50 百万円	51.00%
スルガカード 株式会社	東京都中央区日本橋室町 一丁目７番１号	クレジットカード業務	50 百万円	50.00%
スルガ・キャピタル 株式会社	静岡県沼津市魚町１番地	投資業務	200 百万円	50.00%

（注）当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1　地方銀行６１行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

2　地方銀行６１行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

3　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行６１行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4　当社は、株式会社クレディセゾンとの間に資本業務提携に関する契約を締結しております。両社の相互対等の精神に基づいた本提携により、両社が緊密かつ迅速に協業し、バンクとノンバンク双方の強みを融合させた新しいビジネスモデルを創出することで、両社の中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2018年12月27日に、当社は、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役4名（その相続人に対するものもあります。）に対し損害賠償請求訴訟を静岡地方裁判所へ提起しましたが、2026年3月13日に静岡地方裁判所より、旧取締役4名（その相続人を含みます。）について取締役としての任務違反を認め、当社請求金額の全額の支払を認容する旨の判決が言い渡されました。今回の判決は、当社請求金額の全額について、当社の主張の正当性が認められたものと評価するとともに、創業家ファミリー企業問題に関する旧取締役の法的責任が明確になったと考えております。今後は、被告である旧取締役らの動向等を踏まえつつ、適正な対応を検討してまいります。

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役等に対する損害賠償請求訴訟につきましては、2025年10月31日に静岡地方裁判所より、シェアハウス関連融資における不適切な対応をはじめとする一連の問題等に関し、旧取締役6名がその職務執行について善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うという当社の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。同年11月12日に旧取締役6名（その相続人を含みます。）から当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴が提起されました。当社は、第一審判決において、公正かつ妥当な判断が示されたものと受け止め、控訴をしておりません。今後の控訴審においては、第一審判決の判断の正当性を主張してまいります。

2　会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2025年度末現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職
加藤　広亮	代表取締役社長	株式会社クレディセゾン　取締役
戸谷　友樹	代表取締役 専務執行役員	コミュニティバンク本部長
堤　智亮	取締役 専務執行役員	ＣＣＯ コンプライアンス・リスク管理本部長
佐藤　富士夫	取締役 常務執行役員	総合企画本部長
髙橋　直樹	取締役	株式会社クレディセゾン 代表取締役 兼 副社長執行役員ＣＨＯ セゾン投信株式会社 取締役会長 ブロードマインド株式会社 社外取締役
草木　頼幸	取締役 （社外取締役）	－
山本　幸央	取締役 （社外取締役）	三機工業株式会社 社外取締役 取締役会議長
岩木川　雅司	取締役 （社外取締役）	株式会社プロクレアホールディングス 社外取締役監査等委員
秋田　達也	取締役 監査等委員	－
行方　洋一	取締役 監査等委員 （社外取締役）	行方国際法律事務所 代表弁護士
鈴木　素子	取締役 監査等委員 （社外取締役）	鈴木素子税理士事務所 所長
澤　由紀子	取締役 監査等委員 （社外取締役）	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

（注）1　取締役監査等委員の秋田達也氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、当社の業務執行に関する知識及び経験を活かし、監査の実効性をより高めるとともに、持続可能な監査体制を構築するためであります。
2　取締役監査等委員の秋田達也氏は、長年にわたる財務及び会計に関する業務を経験しており、同業務における相当程度の知見を有するものであります。
3　取締役監査等委員の鈴木素子氏は、税理士資格を保有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

1．経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求するべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

2．役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

3．報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与の評価配分、株式報

酬の基準額及び業績連動の内容とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。

4．報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

5．報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の３部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬６０％、賞与２０％、株式報酬２０％を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

6．報酬項目の概要

＜基本報酬＞

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額の固定報酬として支給します。

＜賞与＞

年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後３ヵ月以内に支給します。本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、０～１５０％の範囲内で変動します。

＜株式報酬＞

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動（Performance Share）部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動（Restricted Stock）部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね５割以上とします。

・業績連動（Performance Share）

中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を指標とし、目標達成度等に応じて０～１５０％の範囲内で変動します。

・非業績連動（Restricted Stock）

株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して毎年一定の時期に、役位等に応じて、業績連動部分及び非業績連動部分にかかるポイントをそれぞれ付与し、退任時に、当社が設定した信託を用いて、ポイントの累積値に相当する当社株式を交付するものです。業績連動部分にかかるポイントは、中期経営計画の期間の終了後に、中期経営計画における業績目標の達成度に応じて業績連動係数を乗じて変動します。

７．株式報酬の没収（クローバック・マルス）

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

８．情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

② **取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当社は、上記報酬ポリシーのとおり、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、代表取締役社長加藤広亮が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額及び賞与に係る個別配分額の決定であります。

上記の権限を委任した理由は、事前に指名・報酬委員会の審議・答申を経ることにより決定プロセスの独立性及び客観性が確保されていることを前提として、業務執行を統括する代表取締役社長が、指名・報酬委員会の答申の範囲内において、当社全体の業績を俯瞰しつつ個々の業務執行取締役の目標達成度等の評価を実施することに最も適しているからであります。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たことを確認し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度の取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該指名・報酬委員会は２０２５年度において１０回開催しており、審議した報酬に関する主な内容としては以下のとおりです。

・取締役等の指名・報酬について
・取締役評価、賞与支給について
・株式交付、株式報酬支給について

④ 取締役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	賞与	株式報酬	
					非業績連動部分	業績連動部分
取締役（監査等委員を除く）	8名	284	138	35	61	49
（うち社外役員）	（3名）	（33）	（33）	（-）	（-）	（-）
取締役（監査等委員）	5名	57	57	-	-	-
（うち社外役員）	（4名）	（37）	（37）	（-）	（-）	（-）

（注）1　取締役（監査等委員を除く）の支給人数には、無報酬の取締役１名を含んでおりません。

2　「賞与」は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。制度概要としては、年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、各役員の目標達成度等に応じて0～150％の範囲内で変動するものです。実績については、有価証券報告書に記載いたします。

3　「株式報酬」は、当事業年度における信託型株式報酬に係る費用計上額を記載しております。当社は非金銭報酬として信託型株式報酬を導入しております。制度概要としては、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し非業績連動部分の固定ポイントと業績連動部分の業績連動ポイントを毎年付与し、退任時にポイント数に相当する当社株式を交付するものです。なお、業績指標としては当社の中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を選択しております。本指標を選択した理由としては、株主の皆さまとの利害共有のために掲げている中期経営計画を重要視しているためです。2025年度の実績については、有価証券報告書に記載いたします。

4　上記人数には、2025年6月25日に退任した取締役２名（うち監査等委員１名）を含んでおります。

5　2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額300百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
2025年6月25日開催の第214期定時株主総会において、第209期に決議された株式報酬制度であるPSU（業績連動型株式ユニット）及びRSU(譲渡制限付き株式ユニット)から信託型株式報酬制度への切り替えを決議いただいております。第208期定時株主総会における決議とは別に、業務執行取締役（国内非居住者を除く。）に対する信託報酬型株式報酬として、対象期間毎に拠出される金員の上限は150百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（ただし、2026年3月31日で終了する1事業年度においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として取締役に付与するポイントに係る当社普通株式の取得原資として600百万円を上限とする金員を別途拠出）、交付等が行われる当社普通株式等の数の上限は1事業年度あたり400,000ポイント（ただし、2026年3月31日で終了する1事業年度においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として260,000ポイントを上限とするポイントを別途付与）（１ポイントは当社普通株式１株）とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記７名の非業務執行取締役は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏　名	責任限定契約の内容の概要
髙　橋　直　樹	会社法第４２３条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
草　木　頼　幸	
山　本　幸　央	
岩　木　川　雅　司	
行　方　洋　一	
鈴　木　素　子	
澤　由　紀　子	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第４３０条の３に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3　社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
草木　頼幸	－
山本　幸央	三機工業株式会社 社外取締役 取締役会議長
岩木川　雅司	株式会社プロクレアホールディングス 社外取締役監査等委員
行方　洋一	行方国際法律事務所 代表弁護士
鈴木　素子	鈴木素子税理士事務所 所長
澤由　紀子	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

（注）1　当社と三機工業株式会社との間に特別な関係はありません。
2　当社と株式会社プロクレアホールディングスとの間に特別な関係はありません。
3　当社と行方国際法律事務所及び行方洋一氏が2025年6月27日付で社外監査役を退任したＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社との間に特別な関係はありません。
4　当社と鈴木素子税理士事務所との間に特別な関係はありません。
5　当社と芝浦メカトロニクス株式会社との間に特別な関係はありません。
6　取締役草木頼幸氏、取締役山本幸央氏、取締役岩木川雅司氏、取締役（監査等委員）行方洋一氏、取締役（監査等委員）鈴木素子氏及び取締役（監査等委員）澤由紀子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 草　木　頼　幸	5年9ヶ月	○取締役会 15回開催中15回出席	取締役会議長として、的確かつ有効的な議事運営を行っており、当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。 企業経営者としての豊富な経験を活かし、営業や人材マネジメントなど幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。
取締役 山　本　幸　央	2年9ヶ月	○取締役会 15回開催中15回出席	金融機関の経営者としての豊富な経験を活かし、人事・労務分野など幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、公平中立な観点から取締役会に積極的に提言しており、当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。
取締役 岩木川　雅　司	0年9ヶ月	○取締役会 11回開催中10回出席	長年にわたる証券業界での経験や地方銀行の社外役員としての実績を活かし、金融・資本市場全般の幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として公平中立な観点から当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。
取締役 監査等委員 行　方　洋　一	7年9ヶ月	○取締役会 15回開催中15回出席 ○監査等委員会 12回開催中12回出席	法務、金融関連業務に関する豊富な経験と高い見識・専門性を活かし、公正中立な観点から当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。 また、監査等委員としても、積極的に監査活動を実施しており、その役割を適切に果たしております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 鈴　木　素　子	0年9ヶ月	○取締役会 11回開催中11回出席 ○監査等委員会 9回開催中9回出席	当社本店所在地である沼津市の地域経済や地元企業の特性等の知見を活かし、業務執行を適切に監督しております。 また、監査等委員としても、積極的に監査活動を実施しており、その役割を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 澤　由　紀　子	0年9ヶ月	○取締役会 11回開催中11回出席 ○監査等委員会 9回開催中9回出席	資本市場部門や財務部門等での豊富な経験や知見を活かし、業務執行を適切に監督しております。 また、監査等委員としても、積極的に監査活動を実施しており、その役割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
報酬等の合計	7名	70	70	-	-	-	-

(注) 上記人数には、2025年6月25日に退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当社の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	400,000千株
発行済株式の総数	197,139千株
（うち自己株式	25,893千株）

（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　21,068名

（3）大株主（上位10名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持 株 数（千株）	持株比率（%）
株式会社クレディセゾン	29,440	17.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,042	9.95
明治安田生命保険相互会社	7,351	4.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	7,268	4.24
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	5,884	3.43
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401	3.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,335	3.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,107	2.98
損害保険ジャパン株式会社	4,029	2.35
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD	2,866	1.67

（注）1　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2　当社は、自己株式25,893千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
なお、自己株式には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式（255千株）及び役員報酬BIP信託が保有する当社株式（527千株）は含まれておりません。
3　持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（4）役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	1人	普通株式　20,100株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	－	－株
監査等委員である取締役	－	－株

（注）1　表中の株式は、当事業年度中に職務執行の対価として交付した当社株式を記載しております。
2　当社の株式報酬の内容につきましては、「2．会社役員（取締役）に関する事項　（2）会社役員に対する報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

2025年2月6日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式	1,470千株
取得価額の総額	1,812百万円	
取得期間	2025年4月1日～2025年4月7日	

2025年5月12日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式	11,232千株
取得価額の総額	14,999百万円	
取得期間	2025年5月13日～2026年1月19日	

2026年4月24日の当社取締役会決議において、以下のとおり自己株式の取得を決議いたしました。

取得する株式の種類及び数	普通株式	5,000千株（上限）
取得価額の総額	12,000百万円（上限）	
取得期間	2026年5月15日～2026年12月31日	

(自己株式の消却)

2026年4月24日の当社取締役会決議において、以下のとおり自己株式の消却を決議いたしました。

消却する株式の種類及び数	普通株式	25,000千株
消却予定日	2026年5月14日	

消却後の当社の発行済株式総数は、172,139,248株となります。

5　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　中桐　　徹 指定有限責任社員　藤間　信貴	156	-

(注) 1　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、174百万円であります。
2　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3　会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第３４０条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

ロ　会社法第４４４条第３項に規定する大会社である場合には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7　業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針（内部統制システム構築の基本方針）を次のとおり決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、職務決裁権限規程等を整備し、決裁区分を明確にするとともに、取締役会や取締役が執行を監督する体制整備を行います。

②当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えます。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図ります。

③役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図ります。

④取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第２線及び第３線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」（第１線の営業店等、第２線のコンプライアンス統括部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第３線の内部監査部）の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視します。

1）支店長をはじめとする営業店等（第１線）のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させます。

2）リスクに対する監視を行う管理部門（第２線）は、独立した立場から、営業店等（第１線）の自律的なリスク管理を支援・牽制します。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理します。

3）社長直轄の内部監査部（第３線）が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査します。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めます。

⑤コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会において審議した内容は、定期的に取締役会に報告します。

⑥コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてＣＣＯ（Ｃｈｉｅｆ　Ｃｏｍｐｌｉａｎｃｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ）を設置します。

⑦役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備します。

⑧社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならず、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部

に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させます。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにＣＣＯ及びコンプライアンス・リスク管理本部長に報告します。ＣＣＯは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底します。

⑨内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置します。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはＣＣＯに対して通報内容等を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行うことができます。

⑩法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対処を行います。

⑪健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備します。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理します。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求めることができる体制とします。

②情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制とします。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置します。統合的リスク管理体制の構築にあたっては、リスクアペタイト・フレームワークを用い、中期経営計画等の事業戦略と整合させつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する取組みを計画・実践・モニタリング・修正する体制を構築します。また、個別の各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク、市場リスク等の個別のリスクを管理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築します。

②収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理態勢の強化を図ります。

③融資審査管理態勢については、第１線の営業店等、第２線の審査本部等、第３線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築します。営業店等のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の責任を負う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制にします。

④コンプライアンス・リスク管理本部信用リスク管理室が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信

用リスク管理を適切に行います。
⑤重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、業務執行会議で審議のうえ、取締役会へ報告します。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備します。
⑥市場運用管理態勢については、市場金融部に市場運用を行う部門、コンプライアンス・リスク管理本部に市場・流動性リスクの管理部門を設け、牽制機能が発揮できる態勢とします。また、ＡＬＭ委員会は有価証券等の保有状況、限度枠及び管理基準の順守状況と使用状況等のモニタリングを行い、審議内容を業務執行会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告します。
⑦内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化します。内部監査部長は、内部監査の結果を、月次で社長及び監査等委員会並びにコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告します。また、取締役会には３ヵ月に１度報告します。当社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスに影響を及ぼす重大な事象を発見した場合には、速やかに社長及び監査等委員会並びに取締役会に報告します。
⑧取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備します。
⑨災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行います。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①代表取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行います。業務執行会議の議題、資料は全ての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月１回取締役会に報告します。
②執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離します。
③社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括します。
④取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備します。
⑤取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を審議し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督します。
⑥取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行う体制とします。

（５）当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視します。
②連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備します。
③内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用します。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制とします。

④当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築します。
⑤当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用します。
⑥当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備します。

（6）監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

①監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置きます。
②監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ます。
③内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けません。
④内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得たうえで行います。

（7）当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
②当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。
③監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。
④監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができます。
⑤監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査結果について、内部監査部から報告を受けます。

（8）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めます。
②監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と

契約し、必要に応じて助言を得ることができます。
③監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行います。

（9）反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することとし、その旨を内容とする基本方針を定め、ホームページにて公表します。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

1）社内規則の整備状況
上記①の基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めます。

2）対応統括部署及び不当要求防止責任者
コンプライアンス統括部内に金融犯罪対策室を設置し、反社会的勢力に関する対応を統括する専門部署として、反社会的勢力との取引排除に関する企画・統括等の対応を行います。また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備します。

3）外部の専門機関との連携状況
コンプライアンス統括部金融犯罪対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、同室が情報を一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、ＡＭＬ／ＣＦＴにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築します。また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保します。

4）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
コンプライアンス統括部金融犯罪対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び一元的な管理を行います。

5）対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力への対応に関する規程等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行います。

6）研修活動の実施状況
反社会的勢力への対応につき、反社会的勢力との一切の関係遮断や、ＡＭＬ／ＣＦＴ及び金融犯罪等に係る顧客管理の強化について、その必要性の認識を深め、対応策について十分な理解を得るため、役職員に対し研修活動を継続的に実施します。

8　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・職務決裁権限規程により決裁権限区分を明確化するとともに、業務執行会議で審議・報告された内容は定期的に取締役会に報告しております。
・当社はコンプライアンス憲章の実践活動を当社のコンプライアンスとして定義すること並びにコンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理を経営上の最重要課題であることをコンプライアンス規程に定めるとともに、各部店はコンプライアンス憲章の「実践活動宣言」を策定し、その実践に努めております。
・全社員向け継続研修をはじめとする各種研修において、コンプライアンス憲章の本質的な理解度・浸透度・実践度を確認し、更なる意識醸成に努めるとともに、実践活動の振返りを継続的に行っております。
・コンプライアンス憲章の理解・浸透・実践を図るため、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理にかかる具体的行動計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定しております。また、所属長を補佐するコンプライアンス・リーダーを全部店へ配置するとともに、コンプライアンス統括部内にコンプライアンス・リーダーの活動を支援する、コンプライアンス・エリアサポーターを配置し、各部店の自律的なリスク管理の支援・牽制に努めております。また、営業店等のリスクを可視化するリスクマップ作業ツールを営業店等に展開し、リスク対応力向上を図っております。
・営業店等の事務リスクを管理・低減するため、業務検証室が臨店及び事後検証を行い、検証結果やお客さまの声を活用し、多角的なリスク分析を行うとともに、検証結果に不備がある店舗については、個別に指導を行い、発生原因の分析と再発防止策の策定を促し、事務リスクの低減を図っております。並行して、業務統括部が日常的な書類点検やデータ集計、苦情等の分析を通じたリスク管理を担っており、牽制活動を行うとともに、業務手続の遵守状況を確認しております。
・内部監査部門は、業務執行ラインから独立した組織として、組織活動の有効性等についての客観的・独立的なアシュアランス・コンサルティングを提供するため、リスクアセスメントに基づくリスクベース監査を実施しております。営業店等監査においては、主にエリアを対象範囲として、総合監査を14拠点（21部店）、また、フォロー監査を1拠点（3店舗）で実施しました。本部等監査においてはテーマ別監査等として「健全な組織風土醸成への取組み状況」・「貸出金ポートフォリオ管理」・「システムの安定運用への対応状況」・「金利上昇局面における収益管理態勢」・「勘定系クラウド化プロジェクト」、定例監査として「マネーローンダリング管理態勢」・「反社情報照会システム」・「信託契約代理業務」監査を実施しました。
・ＣＣＯを委員長とするコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要事項について適切な審議・報告が行われました。報告されたリスク情報等については、四半期毎に取締役会に報告しております。
・法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒審査委員会で処分内容を審議しております。
・半期毎に開催している全社員向け継続研修において、融資業務や法令等遵守に関する基本ルール、各部署における取組み状況等の説明を実施しております。
・社員の評価においては、半期の業績への貢献度を「業績評価」、中長期の社員の成長度

を「人事評価」とする評価制度を導入しており、適正な運用が図られるよう評価者研修も実施しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。取締役会議事録については、法定の備置期限である10年を超えた永年保管としております。また、業務執行会議や各種リスク委員会等の業務執行に係る重要な会議の議事録については、社内規程等を遵守し、厳格に保存管理しております。
・セキュリティリスク・ポリシーに基づき、情報の管理が有効に機能する体制を整備しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に基づく各種社内規程に基づき、ＡＬＭ委員会、信用リスク委員会、システムリスク委員会、業務リスク委員会を各12回開催し、リスクの個別管理を行うとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理する統合リスク管理委員会を12回開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。これらの委員会の審議及び報告された事項は、速やかに業務執行会議に報告し、重要な事項については取締役会において審議しております。
・取締役会はリスク・アペタイト・ステートメント（ＲＡＳ）を策定し、全社レベル及びリスク・カテゴリー毎に、「基本方針」及び「リスクリミット」について明確化・可視化し、リスク管理態勢の強化に努めております。また、事業環境の変化を鑑みたＲＡＳの適切な見直しを通じて、持続可能な収益構造の構築（資本効率の向上）とポートフォリオの健全性を維持し、リスク管理態勢の実効性をより一層高めております。
・内部監査部は監査等委員会との連携を強化するため、内部監査結果を報告し、意見交換する機会を10回設けました。また、四半期毎に内部監査結果を取締役会に報告しているほか、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しております。
・自然災害等の不測の事態に備える訓練の実施等、災害や事故等の不測の事態発生時の業務継続体制の向上に努めております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務執行の効率性を確保するため、代表取締役及び執行役員で構成された業務執行会議を20回開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行っております。また、審議内容及び中期経営計画の進捗状況等は定期的に取締役会へ報告しております。
・任意の指名・報酬委員会は取締役等の指名・報酬等の重要な事項について、取締役会の諮問を受けて審議し、その結果を取締役会に勧告しております。

（5）当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・コンプライアンス憲章を実践するための具体的な行動計画であるコンプライアンス・プログラムにおいて、グループベースのコンプライアンス体制強化を掲げ、企業理念・コンプライアンス憲章を浸透させるための具体的な取組みを進めております。また、有用な研修教材の提供や好取組の連携等により自律したコンプライアンス推進体制の構築を目指し支援を継続しております。
・連結子会社等の業務の適正を確保するため、「連結子会社等管理規程」等に基づき、グループ全体の経営管理を適切に行う体制を構築しております。
・連結子会社等のリスク管理状況を把握するため、内部監査部による連結子会社等のリス

クアセスメントを行い、モニタリング等を実施しております。
・当社及び連結子会社等の社員等が、コンプライアンス上の問題について、コンプライアンス統括部や外部の法律事務所等に相談・報告できる内部通報窓口を整備し、運用しております。
・財務報告に係る内部統制については「財務報告に係る内部統制評価規程」等に基づき、グループ全体の内部統制状況の適正な評価を実施しております。

（6）監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
・監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人として、監査等委員会事務局に監査等委員会補助者を配置しております。当該監査等委員補助者は、取締役（監査等委員である取締役は除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令を遵守することにより、監査等委員会の職務の遂行を適切に補助しております。

（7）当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、当社及び連結子会社等の取締役並びに使用人等が、「監査等委員会に対する報告規程」及び「コンプライアンスヘルプライン規程」に基づき、監査等委員会に報告を行う体制とするとともに、監査等委員会への報告者が通報等を行ったことを理由に不利益が生じないよう適切な対応を行っております。
・監査等委員会は、連結子会社の取締役及び監査役等と年2回の連携会議を実施しているほか、業務執行会議や各種リスク委員会など重要な会議に出席し、当社及び連結子会社等の重要なリスク等の把握に努めております。
・監査等委員会は、年間の監査計画に沿って連結子会社への監査を実施し、そこで把握した課題を取締役会へ報告・提言しております。

（8）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人より随時報告を受けるとともに内部監査部、コンプライアンス統括部との連携会議を実施しております。加えて定期的に代表取締役と意見交換会を開催しております。
・監査等委員会は、監査等委員の業務が円滑に遂行できるよう、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ております。
・監査等委員の職務執行に係る費用については、監査等委員の請求に応じて速やかに支払っております。

（9）反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
・当社は反社会的勢力との関係について、銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係の遮断、排除すること等を基本方針とし、公表しております。
・コンプライアンス統括部金融犯罪対策室を反社会的勢力に関する情報管理の所管部署として、情報収集及び分析、外部専門機関との連携を行っており、反社会的勢力への対応強化に努めております。また、営業店には不当要求防止責任者を配置するとともに、最

寄りの警察署等との連携を強化し、反社会的勢力の排除の推進と安全性の確保に努めております。

9　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11　会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12　その他

会社法第４５９条第１項の規定による定款の定めがある場合は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、中期経営計画（2026年度～2028年度）のKPIである連結ROE目標11.0%以上と自己資本比率のターゲット（実質10%程度）を踏まえ、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討し、株主還元の充実に努めることを株主還元の基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては、配当性向30％程度を目安とした安定配当を方針としております。また、自己株式の取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施いたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき38.0円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当１株につき22.0円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は１株につき60円となります。

なお、2025年度に実施した自己株式の取得等については、24頁をご覧ください。

連結貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	433,998	預金	3,197,222
コールローン及び買入手形	130,000	その他負債	17,419
買入金銭債権	130,339	賞与引当金	695
商品有価証券	67	役員賞与引当金	32
金銭の信託	99	退職給付に係る負債	273
有価証券	419,079	株式報酬引当金	988
貸出金	2,398,794	睡眠預金払戻損失引当金	90
リース債権及びリース投資資産	6,446	偶発損失引当金	47
その他資産	32,376	繰延税金負債	2,281
有形固定資産	28,655	支払承諾	1,092
建物	8,484	負債の部合計	3,220,143
土地	16,487		
リース資産	67		
建設仮勘定	532	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	3,084	資本金	30,043
無形固定資産	8,492	資本剰余金	6
ソフトウェア	6,331	利益剰余金	292,032
のれん	776	自己株式	△30,948
リース資産	11	株主資本合計	291,134
ソフトウェア仮勘定	1,119	その他有価証券評価差額金	26,847
その他の無形固定資産	253	繰延ヘッジ損益	15
退職給付に係る資産	29,628	退職給付に係る調整累計額	5,336
繰延税金資産	1,148	その他の包括利益累計額合計	32,198
支払承諾見返	1,092	非支配株主持分	108
貸倒引当金	△76,632	純資産の部合計	323,441
資産の部合計	3,543,585	負債及び純資産の部合計	3,543,585

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**109,912**
資金運用収益	**78,127**	
貸出金利息	66,866	
有価証券利息配当金	4,373	
コールローン利息及び買入手形利息	1,012	
預け金利息	2,785	
その他の受入利息	3,088	
役務取引等収益	**9,246**	
その他業務収益	**3,642**	
国債等債券売却益	3	
国債等債券償還益	160	
その他の業務収益	3,479	
その他経常収益	**18,895**	
貸倒引当金戻入益	8,080	
償却債権取立益	7,829	
株式等売却益	1,430	
その他の経常収益	1,554	
経常費用		**74,393**
資金調達費用	**7,700**	
預金利息	7,685	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	
債券貸借取引支払利息	5	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	**9,447**	
その他業務費用	**11,847**	
国債等債券売却損	5,931	
国債等債券償還損	2,697	
その他の業務費用	3,218	

（単位：百万円）

科目	金額	
営業経費	**36,539**	
その他経常費用	**8,859**	
貸出金償却	6,615	
株式等償却	0	
その他の経常費用	2,243	
経常利益		**35,518**
特別利益		**233**
固定資産処分益	233	
特別損失		**471**
固定資産処分損	363	
減損損失	108	
税金等調整前当期純利益		**35,280**
法人税、住民税及び事業税	**874**	
法人税等調整額	**△318**	
法人税等合計		**556**
当期純利益		**34,724**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△3**
親会社株主に帰属する当期純利益		**34,728**

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**433,721**	**預金**	**3,203,792**
現金	18,197	当座預金	68,340
預け金	415,524	普通預金	1,548,597
コールローン	**130,000**	貯蓄預金	11,752
買入金銭債権	**130,339**	通知預金	378
商品有価証券	**67**	定期預金	1,520,643
商品国債	19	その他の預金	54,079
商品地方債	48	**その他負債**	**8,620**
金銭の信託	**99**	未払法人税等	88
有価証券	**424,717**	未払費用	5,576
国債	132,480	前受収益	309
地方債	82,006	従業員預り金	641
短期社債	79,930	リース債務	89
社債	39,234	その他の負債	1,914
株式	70,621	**賞与引当金**	**639**
その他の証券	20,444	**役員賞与引当金**	**32**
貸出金	**2,391,572**	**株式報酬引当金**	**988**
割引手形	195	**睡眠預金払戻損失引当金**	**90**
手形貸付	809	**偶発損失引当金**	**47**
証書貸付	2,207,329	**支払承諾**	**1,092**
当座貸越	183,238	**負債の部合計**	**3,215,303**
その他資産	**20,380**		
前払費用	1,468		
未収収益	6,299		
金融派生商品	22	(純資産の部)	
その他の資産	12,590	**資本金**	**30,043**
有形固定資産	**27,829**	**資本剰余金**	**18,592**
建物	7,881	資本準備金	18,585
土地	16,336	その他資本剰余金	6
リース資産	81	**利益剰余金**	**258,432**
建設仮勘定	532	利益準備金	30,043
その他の有形固定資産	2,998	その他利益剰余金	228,388
無形固定資産	**7,427**	固定資産圧縮積立金	58
ソフトウェア	6,059	別途積立金	103,032
ソフトウェア仮勘定	1,119	繰越利益剰余金	125,297
その他の無形固定資産	248	**自己株式**	**△30,948**
前払年金費用	**21,883**	**株主資本合計**	**276,120**
繰延税金資産	**367**	**その他有価証券評価差額金**	**26,402**
支払承諾見返	**1,092**	**繰延ヘッジ損益**	**15**
貸倒引当金	**△71,657**	**評価・換算差額等合計**	**26,418**
		純資産の部合計	**302,538**
資産の部合計	**3,517,841**	**負債及び純資産の部合計**	**3,517,841**

損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**101,081**
資金運用収益	**74,248**	
貸出金利息	63,024	
有価証券利息配当金	4,338	
コールローン利息	1,012	
預け金利息	2,784	
金利スワップ受入利息	4	
その他の受入利息	3,084	
信託報酬	**0**	
役務取引等収益	**8,048**	
受入為替手数料	1,480	
その他の役務収益	6,568	
その他業務収益	**163**	
国債等債券売却益	3	
国債等債券償還益	160	
その他経常収益	**18,621**	
貸倒引当金戻入益	8,110	
償却債権取立益	7,760	
株式等売却益	1,430	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	1,318	
経常費用		**66,553**
資金調達費用	**7,703**	
預金利息	7,689	
コールマネー利息	5	
債券貸借取引支払利息	5	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	**9,224**	
支払為替手数料	826	
その他の役務費用	8,398	
その他業務費用	**8,632**	
外国為替売買損	3	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	5,931	
国債等債券償還損	2,697	

（単位：百万円）

科目	金額	
営業経費	**33,351**	
その他経常費用	**7,640**	
貸出金償却	6,451	
株式等償却	0	
その他の経常費用	1,188	
経常利益		**34,528**
特別利益		**636**
固定資産処分益	233	
その他の特別利益	403	
特別損失		**464**
固定資産処分損	355	
減損損失	108	
税引前当期純利益		**34,701**
法人税、住民税及び事業税	**688**	
法人税等調整額	**△8**	
法人税等合計		**680**
当期純利益		**34,020**

会計監査人の連結計算書類監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月13日

スルガ銀行株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　桐　　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　間　信　貴

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月13日

スルガ銀行株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　桐　　徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　間　信　貴

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第２１５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第２１５期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、企業理念の実現に向けたコンプライアンス憲章の浸透及び実践状況の監査等を重点監査項目に設定し、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、業務執行会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社は、投資用不動産融資に係る不祥事の再発防止及びお客さまや社会からの信頼回復に向け、２０１９年に企業理念及びコンプライアンス憲章を制定するとともに、２０２５年度までの中期経営計画を策定いたしました。監査等委員会は、企業理念の実現に向けた取締役会の対応とその進捗を引続き注視してまいります。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２６年5月１３日

スルガ銀行株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　秋　田　達　也　㊞

監査等委員　行　方　洋　一　㊞

監査等委員　鈴　木　素　子　㊞

監査等委員　澤　由　紀　子　㊞

（注）監査等委員 行方洋一、鈴木素子及び澤由紀子は、会社法第２条第１５号及び第３３１条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上